

## 兵庫県三田市基本計画（第2期）

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

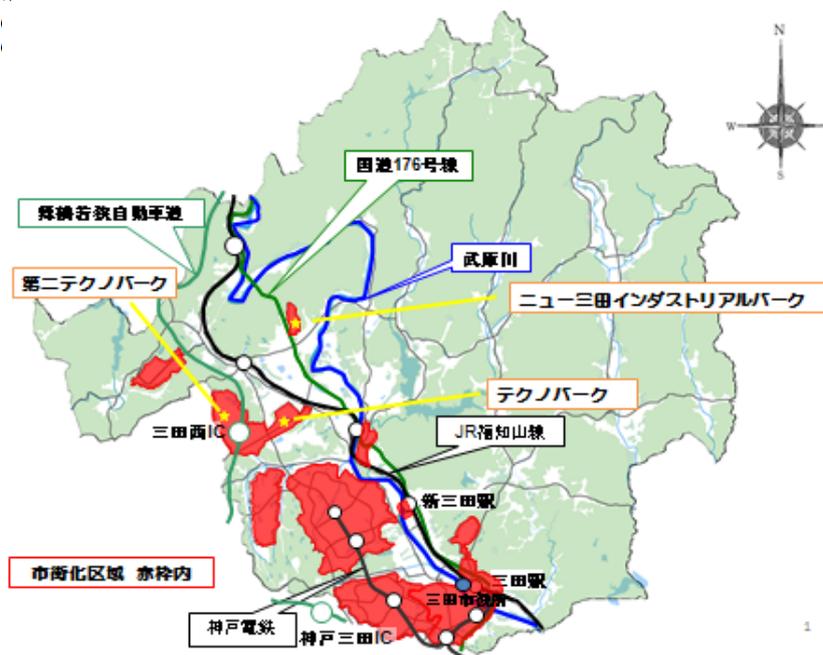
設定する区域は、令和5年12月1日現在における兵庫県三田市の行政区域とし、概ねの面積は21,000haである。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃	自然環境保全地域
〃	都道府県自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃	国定公園区域
〃	都道府県立自然公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



## (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### 【地理的条件】

三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市の市街地より六甲山系を越えて北へ約25km、大阪市より北西へ約35kmの圏域にあり、総面積は21,032haで、県全体の約2.5%を占めている。北は丹波篠山市、東は宝塚市、猪名川町、南は神戸市、西は加東市、三木市に接している。周辺部には山地が多く、北部から東部にかけて標高500～700mの諸峰が連立し、南東部には耕作地のある三田盆地が開け、三田市の西部から南東部にかけて武庫川が貫流し、肥沃な農地を潤しており、豊かな自然に恵まれている。

### 【インフラの整備状況】

三田市近郊では縦横に中国自動車道、舞鶴若狭自動車道が結節しており、2箇所のIC（神戸三田IC、三田西IC）を有していることから自動車交通のアクセスに優れており、さらに平成30年春に新名神高速道路が神戸JCTから高槻JCTまで開通したことにより京都方面へのアクセスが向上した。

鉄道網では、西日本旅客鉄道福知山線が昭和61年に大阪駅から新三田駅までが複線電化区間として開業し、快速で新三田駅から大阪駅までは約45分の距離にある。

また、三田駅は神戸電鉄の始発駅であり、神戸市営地下鉄を利用すれば新神戸駅まで約40分の距離にある。

### 【産業構造】

三田市の産業を市内総生産で見ると、令和2年度は4,411億円で（令和2年度兵庫県市町民経済計算）、第1次産業が0.4%、第2次産業が39.1%、第3次産業が59.6%となっており、業種別では製造業の割合が36.1%と最も多く、不動産業は12.6%、保健衛生・社会事業は9.7%と続いている。

民営事業所数は2,651事業所（令和3年経済センサス活動調査）で、産業大分類別では「卸売業、小売業（24.7%）」の割合がもっとも多く、ついで「医療、福祉（10.9%）」、「宿泊業、飲食サービス業（10.6%）」の順となっている。民営事業者の従業者数は41,031人で、「製造業（26.3%）」がもっとも多く、ついで「医療、福祉（17.6%）」「卸売業、小売業（17.0%）」の順で多くなっており、従業者の規模別では、1～4人規模が1,360事業所と半数以上を占め、ついで5～9人規模が501事業所となっている。

また、三田市には製造業を中心とした大規模工業団地が複数存在し、現在も北摂三田第二テクノパークを中心に企業立地が進み、生産活動のみならず働く場所としての魅力も高く、地域経済の重要な拠点のひとつになっている。

農業振興地域は、市域面積の20%を超え、阪神地域でも農業が活発な地域のひとつであり、質の高い多様な農産物が生産されており、自然環境の保全や安全な食の供給、交流などに大きな役割を果たしている。

自然豊かで美しい景観は三田市の大きな魅力であり、三田米、三田牛、母子茶など、地域固有のブランド力を持った特産物がある。また、三田市には「有馬富士公園」や「大川瀬溪谷」、「旧九鬼家住宅資料館」、「人と自然の博物館」、「風のミュージアム」などの豊かな自然や歴史、芸術、文化や、滋味あふれる三田米や三田牛、母子茶、山の芋などの特産物など、魅力的な観光資源が多くある。

### 【人口分布の状況等】

三田市の人口は、昭和33年の市制施行時に約32,000人で、その後、ニュータウン開発により急激に人口が増加し、昭和62年から平成8年まで10年連続で人口増加率日本一を記録したが、11万人に達した後は増加ペースが緩やかになり、平成25年以降は減少へ転

じ(第5次三田市総合計画)、令和5年7月31日現在の住民基本台帳による人口は107,577人となっている。

年代別の割合としては、50歳代から70歳代の人口割合が多く、総人口のうち生産年齢人口が63,655人で全体の59.2%を占めており(三田市地区別年齢別人口構成表・令和5年7月末時点)、兵庫県全体の58.5%(令和2年国勢調査結果)よりも割合が高くなっている。

近年は転入者数・転出者数ともに減少する傾向にあり、平成24年以降は、転出者数が転入者数を上回る「社会減」の状況にある。また、合計特殊出生率(1.12)が全国平均(1.30)と兵庫県平均(1.36)を下回っており、中長期的に人口減少が進むことが予想されるが、「三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、まちの魅力発信や移住定住の支援など各種の施策・事業に取り組むことで、令和13年の人口を104,000人と推計している。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

三田市では、民営事業所における従業者数の26.3%(41,031人のうち10,786人)、付加価値額の44.3%(1,991億円のうち883億円)を製造業が占めており、製造業を中心とした産業構造をなしている。また、農林業については、従業者の0.8%、付加価値額の0.5%(令和3年経済センサス活動調査)と全体に占める割合は少ないが、兵庫県阪神地域では、農業産出額が約36億5千万円と最も高く(農林水産省:令和3年市町村別農業産出額(推計))、神戸・大阪などの大都市近郊で農業が活発な地域となっている。

また、三田市内の企業立地促進を目的に、北摂三田テクノパーク及び第二テクノパーク、ニュー三田インダストリアルパークなどの大型工業団地が整備され、医薬品や食料品、金属・非金属製品、専門車両、自動車関連部品、電子部品等の製造工場及び物流拠点など多種多様な企業の立地が進んでいる。これらの先進的な製造・加工技術を伴った企業や、自動化・無人設備、セキュリティ管理システムなど様々な新技術を取り入れた物流施設が集積していることを背景に、成長性及び持続性の高い新事業への参入を後押しするとともに質の高い雇用の創出を行う。

さらに製造業及び物流業における質の高い雇用の創出が卸売業・小売業、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

### (2) 経済的効果の目標

1件あたり平均5,284万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域で2億132万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	2億132万円	4億264万円	+100%

(算定根拠)

・ 現 状 : 5,284万円 × 3件 × 1.27 ≒ 2億132万円

・ 計画終了後 : 5,284万円 × 6件 × 1.27 ≒ 4億264万円

兵庫県 の 1 事業所あたりの平均付加価値（令和 3 年経済センサス活動調査）：5,284 万円  
 兵庫県産業連関表（H27）による県内生産波及の大きさの全産業平均：1.27 倍

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 の新規承認事業件数	3 件	6 件	+100%

（算定根拠）

三田市内の地域経済牽引事業の実績件数：3 件（H31.4～R5.9）

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

（1）目指すべき地域の将来像の概略

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において、記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,284 万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%以上増加すること
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%以上増加すること

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

なし

（2）区域設定の理由

なし

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

### 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

- ①三田市における輸送用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業等による産業集積を活用した成長も

のづくり分野

②三田市における中国自動車道、舞鶴若狭自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

③三田市における三田米・三田牛等の特産物を活用した農業分野

## (2) 選定の理由

①三田市における輸送用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業等による産業集積を活用した成長ものづくり分野

昭和 39 年に三田市で初めての工業団地となる三田工業団地（現：新三田ビジネスパーク）、昭和 56 年に北摂三田テクノパーク、昭和 61 年にニュー三田インダストリアルパークが整備された。また、平成 14 年には三田市企業立地促進条例（平成 14 年三田市条例第 34 号）を制定し、さらに平成 24 年に北摂三田第二テクノパークが整備され、多くの企業立地を促進してきた。今後、更なる企業立地と雇用の創出を進めるため、本市の優れた交通アクセス性や自然豊かな住環境、豊富な労働力など本市の強みを活かした新たな産業集積地の整備を進めていくこととしている。

本市の工業団地には、消防車のトップメーカーや消防車のオーバーホールを主とする企業、環境保全車両メーカー等の輸送用機械器具製造業をはじめ、避雷器など雷対策技術の専門メーカー（電気機械器具製造業）、ガス系消火設備の国内トップシェアを誇る企業（はん用機械器具製造業）など、防災関連の製造業が多く集積している。その中でも輸送用機械器具製造業は、令和 3 年経済センサス活動調査（製造業）で製造品出荷額等が約 2,306 億円と市内全体の 43.1% を占め、兵庫県内でも 29 市のうち 3 番目に多く、電気機械器具製造業も 172 億円で市内の 3.2%、県内で 11 番目に多いことから、今後も防災関連の分野を中心に、ものづくり産業の成長が見込まれる。

また、市内製造業では、化学工業が 12 事業所と多く、製造品出荷額等も約 769 億円と市内の 14.4% を占め、県内でも 10 番目に位置している。主な企業としては、約 100 年前に創製された痔疾用薬を製造する医薬品メーカーをはじめ、後発医薬品でトップクラスのシェアを誇る医薬品メーカーや創業 100 年を越える試薬を中心とした化学薬品メーカー、様々な用途で活躍する着色剤・機能性インキの製造メーカーなどが立地しており、今後もさらなる技術進歩による高品質な製品の開発や新薬開発への期待が高まる中、化学工業分野におけるものづくり産業の成長が見込まれる。

その他、情報通信機械器具製造業は、カーナビ、カーオーディオなどを製造する大手電機メーカーが立地し、電子部品・デバイス・電子回路製造業については、市内の事業所数は少ないものの、圧倒的な製造品種と生産量を誇る大規模な総合素材メーカーが立地しているほか、新たに半導体関連の電子部品を製造する企業の進出もするなど、ものづくり産業の成長が十分に期待できる。

三田市では、平成 31 年 2 月に、地域産業の振興と経済の活性化を推進していく「三田市産業創造戦略」を策定し、市内企業と学校法人関西学院や学校法人湊川相野学園等の学術研究機関と行政による産学官の連携を行うことにより、新たな産業の創造と豊かなくらし、魅力あるまちづくりへと好循環するまちを目指している。

以上の状況を踏まえ、上記分野の製造業を中心とした産業集積を活用しながら成長ものづくり分野における稼ぐ力の向上を図るとともに、産学官の連携による地域産業の活性化と雇用の創出を目指す。

②三田市における中国自動車道、舞鶴若狭自動車道等の交通インフラを活用した物流関連

## 産業分野

三田市は、兵庫県の南東部に位置しており、三田市の南西部周辺を東西に中国自動車道が横断し、南北を舞鶴若狭自動車道と六甲北有料道路が縦断している。平成 30 年の春には、新名神高速道路が神戸 JCT から高槻 JCT まで開通したことで、同区間の所要時間が約 6 分、朝夕時間帯は約 10 分短縮され、京都方面へのアクセスが向上していることから、北摂三田テクノパーク内にある三田西 IC 及び神戸市北区との境にある神戸三田 IC を起点に主要高速道路が四方へ伸びる交通網の結節点となっている。また、大阪又は神戸など都心部へも車で約 40 分の距離にある。

北摂三田テクノパーク及び第二テクノパークには、これらの恵まれた高速道路網を魅力として、板紙・段ボール・紙器の配送をメインとする大規模な物流センターや新技術を取り入れたメディカル物流センターなどの事業を展開する企業が 3 社立地しており、西日本全域をカバーできる拠点として、物流事業の発展及び物流交流の拡大につながるものと期待できる。

また、物流関連産業は、インターネットによる通信販売の需要拡大に加え、在庫の適正管理などサプライチェーンの最適化が促進され、GPS を使用したコンピューターによる配送や自動配送システムの普及等による IoT や AI を活用した配送・輸送技術の変革が見込まれることから、三田市が有する地理的特性を活用し、地域産業の発展と経済の活性化を目指す。

### ③三田市における三田米・三田牛等の特産物を活用した農業分野

三田市は都市と農村が隣接する田園都市であり、この地域の気候は瀬戸内海気候に属し、年間の降水量は 1,300mm 前後、日平均気温は最高 19.6℃、最低 9.0℃と農耕には適度な恵みをもたらしている。

この穏やかな気候と豊かな環境の中で育てられる特産物の一つが三田米である。三田米の生産量は年間約 6,200t、面積にして約 1,260ha、市内農地の約 6 割に相当する面積で作付されている。また、その農業産出額は 15.1 億円あり、三田市全体の 37.1 億円のうち 39.4% を占め最も割合が高く、県内では 12 位、阪神間では神戸市に次いで 2 位の農業産出額である(令和 4 年版 兵庫県農業の動き)。主な品種として「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」「どんとこい」「山田錦」があり、特に酒米である「山田錦」は兵庫県内有数の産地であり、その酒米は広島県や富山県の酒造会社など全国の酒蔵に出荷している。ほかにも、兵庫六甲農業協同組合が主導となり特別栽培米(地域の慣行レベルに比べて節減対象農薬の使用回数が 50%以下等の一定の条件で栽培された米)三田産コシヒカリを「奥三田」というブランド米として商品化を進めるなど、地域として需要に応じた生産や付加価値を高める販売戦略を行っている。

ほかにも地域のブランドとして平成 19 年に地域団体商標を取得している「三田牛」がある。令和 4 年度では 101 頭を出荷し、肉用牛の農業産出額は 4.3 億円、県内 10 位となっており、市内はもとより阪神間や東京圏のレストラン等で消費されている。三田牛となる素牛は、兵庫県内産「但馬牛」に限定され、一日の寒暖の差は牛の体を引き締め、肉質をより高めるといわれ、1 頭 1 頭丁寧に育てられた三田牛は、肉質、脂質ともに上質な味で高い評価を得ている。さらに、平成 29 年度から三田牛の中で A4、B4 等級、BMS (霜降り度合い) 7 以上に格付けされた高い品質基準の三田牛を「廻(かい)」という称号を付け、さらなる価値向上に取り組んでいる。このほかにも、丹波黒大豆枝豆、トマト、ピーマン、いちご、アスパラガスなど多様な品目が栽培されており、三田市では三田産ロゴマークの表示等により、三田産の特産物のブランド化を進めている。

また、年間農業所得が概ね 440 万円以上、年間労働時間が概ね 2,000 時間の目標を実現できる等の基準を満たした地域の中心経営体である認定農業者は 63 人、若手の新規就農者である認定新規就農者は 14 人と多くの担い手が従事している。特に新規就農者は都市近郊型の農業地帯である三田市を就農地として希望する人が増加傾向にあり、三田市の重要産業である農業の持続的発展を目標に、就農者に対しての支援の充実を図っている。具体的には、平成 30 年度から三田市独自に農地を紹介する農地バンク制度の開設や認定新規就農者の初期投資として 50 万円を補助する三田市認定新規就農者営農開始応援事業や令和 5 年度から農業研修受講助成事業など国や兵庫県の支援制度に加えて、新規就農を促進する取組を進めている。

これらの三田米や三田牛等をはじめとする魅力ある特産農畜産物の発展及び農業者の経営拡大を図るため、企業等のマッチングによる商品開発や 6 次産業化、農商工連携を支援し、付加価値を高めることで収益性の向上を目指し、地域の稼ぐ力を強化していく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を活かし、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や三田市にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ○三田市企業立地促進条例

産業の振興と雇用の創出によって地域経済の発展に寄与するため、一定の要件を課した上で、固定資産税・都市計画税の免除、水道料金の助成に関する優遇措置を引き続き行う。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

さんだ里山スマートシティ構想に基づき、公共データの活用を促進することで、市民生活の向上及び企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、三田市はオープンデータの取組を推進する。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

三田市産業政策課内において、事業者の抱える課題解決のための相談に対応する。事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、国・県・市の関係機関にも相談した上で対応する。

### (5) その他の事業環境整備に関する事項

#### ①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による三田市の PR 活動に努める。

#### ②兵庫県の優遇措置の活用による企業立地促進

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 20 号）による法人事業税と不動産取得税の減免、設備投資と雇用に係る補助金の支給等の優遇措置を積極的に周知し、誘致活動を展開する。

#### ③雇用・労働環境の改善と就労支援の推進

三田市と兵庫労働局は、「三田市雇用対策協定」を締結しており、平成 29 年度から相互に連携・協力しながら、合同就職面接会や雇用拡大に向けた取組など、雇用・労働環境の

改善と就労支援の強化を推進している。

#### ④新たな産業拠点の整備促進

三田市の優良な広域アクセス性を活かすため、三田西 IC 周辺に計画的に産業用地を集積した北摂三田テクノパーク、北摂三田第二テクノパークに加え、新たなモノづくり等の集積拠点となる「北摂三田第三テクノパーク整備」を進める。

#### (6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度～令和10年度
<b>【制度の整備】</b>	
企業立地促進条例	運用
<b>【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】</b>	
情報処理の促進のための環境の整備	オープンデータの取組推進
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>	
事業者からの事業環境整備の提案への対応	随時対応
<b>【その他の事業環境整備に関する事項】</b>	
①企業誘致活動の推進	事業実施
②兵庫県の優遇措置の活用による企業立地促進	事業実施
③雇用・労働環境の改善と就労支援の推進	事業実施
④新たな産業拠点の整備促進	事業実施

### 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

#### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、兵庫県が設置している公益財団法人ひょうご産業活性化センター、三田市商工会や市内金融機関及び大学等の地域に存在する支援機関がそれぞれの強みを活かした連携によって支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、三田市と兵庫県では、地域経済牽引事業に取り組む事業者の支援に向け、これらの支援機関の理解醸成に努めるとともに、必要に応じて行政と支援機関、支援機関相互の連絡調整を行う。

#### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

##### ①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による苦情紛争処理を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所や現地相談会により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

## ②三田市商工会

三田市商工業者の振興と地域の経済発展を図るため、既存事業者や創業者を対象とした様々なセミナーの開催、金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導等を行うなど、地元企業に密着した経営改善、経営革新・発達についての総合的な支援を行う。

その他、三田市創業支援事業計画に基づき、金融機関等と連携しながら実践創業塾の実施など全般的な創業支援事業を行う。

## ③市内金融機関（尼崎信用金庫、株式会社池田泉州銀行、株式会社但馬銀行、中兵庫信用金庫、日本政策金融公庫神戸支店、兵庫県信用組合、株式会社みなと銀行）

三田市創業支援事業計画に基づき、三田市や商工会等と連携しながら、資金相談や事業計画の作成支援など創業支援事業を行う。

株式会社池田泉州銀行は、地域経済の発展・地域活性化に繋げることを目的に三田市と「地域振興連携協力に関する協定」を締結し、相互の人的・知的資源を効果的に活用した諸事業を行う。また、市内の事業者向け融資に積極的に取り組むため、「三田市地域創生融資ファンド」を創設している。

## ④地域大学等（学校法人関西学院、学校法人湊川相野学園、学校法人神戸滋慶学園神戸医療福祉専門学校三田校、国立大学法人兵庫教育大学、神戸親和大学）

各大学等と三田市は包括連携協定を締結し、まちづくり、学術・研究、芸術・文化、生涯学習、子育て支援、高齢者福祉、障害福祉、地域防災、産業振興など、各大学等毎の専門性や豊富な教育資源を活用した連携強化を図っている。

また、学校法人関西学院及び学校法人湊川相野学園は、三田市創業支援事業計画に基づき、専門的知見・情報の提供、アドバイスなどを行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

さらに、県立自然公園等の環境保全上重要な地域における地域経済牽引事業計画の承認や整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

### (2) 安全な住民生活の保全

#### 【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪

を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

#### ①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

#### ②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

#### ③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

#### ④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

#### ⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

#### ⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

#### ⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

#### 【地域犯罪抑止力の向上】

三田市では、地域による子どもの見守り活動を補完し、さらなる安全をはかるため、通学路等周辺に防犯カメラを設置するとともに、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの推進と犯罪抑止を目的に、駅前付近にも防犯カメラを設置している。また、兵庫県は、地域の見守り力向上を図るため、防犯カメラを設置する地域団体に補助を行っている。

その他、市民の生命・財産を守るための「緊急情報（避難勧告などの防災情報等）」「お知らせ情報（不審者情報など）」「気象情報」の3種類の情報をメールにて配信する「さんだ防災・防犯メール」、防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤とした防犯活動を推進する。

#### (3) その他

- ・PDCA体制の整備等

三田市産業政策課は、本計画及び承認地域牽引事業の実施状況の取りまとめを行い、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

### 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

#### (1) 総論

なし

#### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

#### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

### 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県三田市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。